

令和 8 年度臨時的任用講師募集広報活動業務 業務委託公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 11 月 4 日

教育委員会事務局義務教育課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度臨時的任用講師募集広報活動業務

(2) 業務の目的

県内の公立小中学校で必要としている講師（産育休代替・療休代替等）の確保ができずに、全県で欠員が増えている状況を解消するため、臨時的任用・非常勤講師募集広報を行うことにより、講師名簿登録者を増やす。

(3) 業務内容

ア 広告媒体

以下の媒体での広告を基本とし、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(ア) Yahoo!、Google などの検索エンジンでの広告

(イ) Instagram、X、YouTube、LINE 広告等の SNS 広告

(ウ) その他効果的な媒体

イ 広告の対象

- ・他職に就いているが、かつて教職をあきらめた方や興味がある方
- ・退職しまだ働けるが、一歩踏み出せない方
- ・子育て等の事情により一度教職を離れたが、事情が解消し働ける方

ウ 掲載期間

令和 8 年 1 月下旬から 3 月上旬

掲載期間については、上記を基本とし、開始・終了時期等の詳細は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

エ 広告の種類

静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。

オ 会議・報告

月 1 回程度、県担当者との定例打ち合わせを実施すること。また重要事項や方向変更時には随時協議を行い、決定すること。

カ 留意事項

スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれにおいても機能する仕様とすること。

(4) 仕様等

別添「令和 8 年度臨時的任用講師募集広報活動業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、県と委託契約候補者の間で協議し仕様書を決定するものとする。また、契約後の変更については、その都度協議するものとする。

(5) 履行期間又は履行期限

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(6) 費用の上限額

1,749,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次のいずれにも該当するものであることとします。これらの要件を満たさない者が行った実施要領 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続きは無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則（昭和 42 年長野県規則 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び業務遂行のための必要な場に参加できる者であること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
別添「様式第 1 号 参加申込書」による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
別添「様式第 1 号の附表 参加要件具備説明書類統括書」による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
附表の注意書きにあるとおり、納税証明書等を添付する。
- (4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2 長野県教育委員会事務局義務教育課（県庁 8 階） 担当 戸谷 電話 026-235-7426 ファックス 026-235-7494 メール gimukyo@pref.nagano.lg.jp
--

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時（必着）
（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに義務教育課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当課に確認
してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当
とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）ア）の
3日前までに、書面により義務教育課長から通知します。

イ 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜
日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により義務教育課長に対して非該当理由
について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して
10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休
日は除く。）

（8）その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付期間 令和7年11月18日（火）まで（午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及
び休日は除く。）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第2号）をメール等により提出するものとします。

（4）回答方法 義務教育課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手
続に係る一般的な質問の場合は、令和7年11月21日（金）までに長野県公式ホームページで
公表します。

6 企画提案書の作成・提出

（1）提案書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 企画書（様式第3号附表）

ウ 経費見積書（様式第4号）

（2）企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできません。

ウ 企画書は、「仕様書」の内容を踏まえた上で、イメージ図等を用いるなど極力分かりやすい表現で記載してください。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 令和7年11月18日(火)まで

(午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年11月28日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 6部(原本1部、写し5部)

エ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに義務教育課に到達したものに限りま
す。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に
確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目		評価の視点	配点
1 事業実施体制		・運営体制が適切であり、これまでの実績等から本業務を円滑に行えることが見込まれるか	15
2 提案内容	業務内容の理解	・業務の目的・狙いを理解した上で、企画が提案されているか	15
	デザイン	・ターゲットとする顧客層に分かりやすく情報が提供されるデザイン・レイアウトとなっているか。 ・ターゲットとする顧客層に対して、講師への応募意欲が喚起されるデザインとなっているか	20
	広告手段	・広報の対象を的確にとらえた媒体で提案がなされているか。	20
	実現可能性	・提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であること。	15
3 費用対効果		・本業務に必要な経費が過不足なく見積もられており、積算は適切であるか ・保守管理経費が経済的であるか	15
合 計			100

(6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点であって、各構成員の採点合計の平均が 100 点満点中 60 点未満の場合は選定しません。

イ 企画書の選定に当たっては、選定審査会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

- ・日 時 令和 7 年 12 月 8 日（月）※時刻は提案者に個別通知します。
- ・場 所 長野県庁 8 階 教育委員会室
- ・企画提案の所要時間 プレゼンテーション 10 分、質疑等 10 分

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により義務教育課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により義務教育課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、義務教育課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア (7) イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により義務教育課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3 (4) に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除きます。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第 14 号）により義務教育課長に対して提出するものとします。

(2) 見積書が (1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、義務教育課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の2 長野県教育委員会事務局義務教育課管理係 担当 戸谷 電話 026-235-7426 ファックス 026-235-7494 メール gimukyo@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務は長野県教育委員会からの委託業務であるため、事業の成果は長野県教育委員会に帰属します。
- (6) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、委託候補者と義務教育課との協議により最終的に決定します。協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。